

平成22年2月26日

平成22年2月26日

平成22年第2回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第16号

平成22年第2回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年2月17日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成22年2月26日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第5号 南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約の締結について

議案第6号 田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する契約の締結について

○開会日に応招した議員

板 井 隆君

仲 田 司 朗君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

赤 井 廣 昇君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

足 立 喜 義君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

石 上 良 夫君

○応招しなかった議員

な し

平成22年 第2回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成22年2月26日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成22年2月26日 午前10時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第5号 南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約の締結について
日程第5 議案第6号 田住配水池築造工事(土木建築工事)に関する契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第5号 南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約の締結について
日程第5 議案第6号 田住配水池築造工事(土木建築工事)に関する契約の締結について
-

出席議員(13名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
4番 植田 均君	5番 景山 浩君
6番 杉谷 早苗君	7番 赤井 廣昇君
8番 青砥 日出夫君	9番 細田 元教君
10番 井田 章雄君	11番 足立 喜義君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀尾 共三君
14番 石上 良夫君	

欠席議員(1名)

3番 雑賀 敏之君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷 口 秀 人君 書記 ----- 本 田 秀 和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 藤 友 裕 美君
教育長 ----- 永 江 多輝夫君 総務課長 ----- 森 岡 重 信君
財政室長 ----- 唯 清 視君 教育次長 ----- 稲 田 豊君
上下水道課長 ----- 頼 田 泰 史君

午前 10 時 05 分開会

○議長（石上 良夫君） おはようございます。本日、3 番、雑賀敏之君は、諸般の都合によりまして欠席したいとの申し出を受けておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、平成 22 年第 2 回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

9 番、細田元教君、10 番、井田章雄君。

日程第 2 会期の決定

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1 日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第5号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第5号、南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第5号、南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約の締結について。

南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によって、議会の承認を求めます。

1、契約の目的、南部町役場天萬庁舎改修工事。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約の金額、1億7,088万7,500円。4、契約の相手方、鳥取県米子市富益町69番地5、有限会社松本組、代表取締役、松本雄次。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。何点かお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

私は、入札結果報告書が事務局に出ておまして、それを見ましたところ予定価格が2億370万円ということになっておりますね。私がお聞きしたいのは、その中で、全部で参加者が9社ですか、あった中で2社、第8位と第9位の方が制限価格を下回ったために失格ということが表示されております。そこで聞くんですけども、まず、設計段階で上がっていた金額、その金額と、そして予定価格がここに表示されております2億300万云々という金額となって、それでもう1点は、制限価格を下回ったということなんですけども、この予定価格に対する%、これが幾らに設定されていたのかということがまず1点であります。

それから、この分で参加者がこれだけだったんですけども、この表に入札に対する公示というんですか、告示というんですか、これはどういう方法でやられたのかということ、この2点をお聞きしますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。設計額に対して予定価格のパーセント、それと、制限価格のパーセントという御質問だと思います。設計額に対して予定額が99.96%でございます。また、制限価格につきましては83.85%という比率になります。また、どういう周知をしたかということでございますが、ホームページ上に載せまして公開と申しますか、広告をしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。再度お聞きします。設計価格に対して予定価格ですね、これが99.96%ですか、されたということなんですけども。それから、もう一つは、最低価格が83.85%ですか、されたということですけども。これは従来のパーセントに対してですね、どのようなことであったのかということ。恐らく、私の想像ですけど、確認してないんですが、これは固定的なパーセントの数字ではないと思いますが、もし、これが固定でなくてその都度数値が変わるということが、もし、固定でなかったらということがあれば、その理由というんですか、根拠というもんをどういうことかということをお尋ねしたいと思ひます。

それから、一般競争入札ですから公示というんですか、告示か、私もはっきりとした言葉はわかりませんが、ホームページでされたということですけども、今後も一般競争入札はこのようなやり方をされるのかということ。この2点について、再度お聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。制限価格の設定でございますけども、これは予定価格の算出基礎、設計額でございますが、設計額が直接工事費と共通仮設費、現場管理費、一般管理費と、大きく分けてそういうもので構成をされております。その中に計数を掛けて求めるやり方をしております。直接工事費には10分の9を乗じたもの、それから、共通仮設費は10分の9を乗じたもの、それから、現場管理費については10分の7を乗じた額ということ。それから、一般管理費につきましては10分の3を乗じた額、これを足し込んで制限価格というふうにしております。

それから、これからの一般入札の公表の仕方ということでございますが、このようなやり方で

進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 1点だけ質問いたします。私も亀尾議員さんと同じように、入札結果報告書を手元にもらいましたので、それに基づいてちょっと質問してみたいと思いますが、この予定価格の2億370万という形で予定価格が出ているわけですが、これは町の職員さんの中で予定価格を出されたものでしょうか。どこでどういう形でこの予定価格が出たのか、積算の根拠をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 予定価格の算定ということでございますが、これは町長の方が予定価格を定めるものでございます。職員の方で予定価格を定めるということはありません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、総務課長にお答えいただいたんですけども、今、町長が定めるもんだとおっしゃったんですけど、積算したものがなかったら町長も予定価格というものを出されるということはないわけですから、どういう形でその積算根拠を出されたかっていうことをお尋ねしておるわけですので、もう一度お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 予定価格のもとになります設計額でございますが、これは設計の方を業務委託をしております。その設計の方から上がってきた額が設計額、それに基づいて町長が予定価格を定めるという形になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、今回一般競争入札ということで、従来からの建築工事については1億円を超える入札については一般競争入札、それから、土木工事については5,000万を超えれば一般競争入札だというふうに説明してこられたわけですけども、今回入札に参加しておられる業者ですけれども、純粋な一般競争入札にすれば全国からいろんな形で入札に参入されるということも考えられるんですけども、今回やられたのは制限つき一般競争入札ではないかというふうに見るんですけども、どのような条件をつけて今回競争入札にされたのかということが1点目です。

それから、先ほど赤井議員の質問でも設計額に対して99.96%の予定価格を設定したということで、町長がそのことを決裁されたということですので、町長に99.96%の予定価格の設定された根拠についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。入札資格の関係でございますけれども、一般的な項目を含めて17の項目を定めてやっております。一般的ですので、本町が特に定めるものということで申し上げますと3点ございます。町に建設工事のうち、建築に指名登録をされた者。それから、鳥取県西部地区に本店のある県審査A級を持つ建築会社、南部町に本店がある場合はA、B級としております。それから、平成11年度以降に1,000平米以上の建築工事の実績がある者ということでございます。

2点目に申しました県西部地区に本店があるというのは、やはりこの工事、地元の方でやっていただきたいということがございましたので、こういう条件といたしますか、入札資格を設けたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。予定価格の定め方ということでございますけれども、既に先ほど直接工事費の10分の9だとか、共通仮設費の10分の9だとか、いろいろもう決まっておるわけございまして、町長が行う予定価格の決定というのは、例えば10万円以下の端数を整理してゼロにするとかというぐらいのことでございます。ちょうどいい数字が例えばポンと出ますと、それを削るということではできないわけでありまして、端数整理をさせていただく程度のことです。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど南部町で特に入札の条件、一般競争に対する条件のところ、南部町で特に定めているということで町に指名登録を出しておられる業者ということが、まず条件になっているということをお聞きいたしましたけれども、結局、新たに一般競争に指名をされたいという方は、この工事で指名をお願いしたいということを書いて来られたときに可能でしょうか。指名登録をされてなければその条件からも既に外れてしまうのではないかと、せっかく一般競争にしても、これまでの条件がなければできないのではよかということが1点と、それからもう1点は、先ほどの99.96%ですけども端数整理、今回の予定価格の設定で端数整理だということですけども、すべて入札の場合、町長がされるのは端数整理というような基本的な考え方でやっておられるのかどうか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 町に指名登録されていない者が入札に参加できるかということでございますけども、やはりここに定めておりますので、指名登録をされた者以外の方の入札は受け付けられません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。予定価格の設定ですけれども、公表するということを決定してからは基本的に町長の裁量はほとんど働きません。すべてと言われれば、すべてとはちょっと言いにくいわけですけれども、ほとんどの場合、端数整理程度の調整をしておると。例えば253万円というのが出たときに250万円に変えてしまうとか。だけど、259万円って出たときには9万円も削るのかということもあったりしまして、その辺は若干いろいろありますけれども、大体10万円程度でとめるような端数整理を基本にしてやっております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの質疑でも明らかになりましたけれども、今回1億7,000万余りの大きな工事です。一般競争入札で従来から1億円を超える建築工事はやるということで、そういうところでやられたことは当然なんですけれども、南部町に指名登録をしなければ入札に参加できないということが明らかになったわけですね。一般競争入札で門戸を広げられて、鳥取県西部あたりで地域要件を考えて広く入札に参加していただくということが、本来、一般競争であればそういう開かれた入札にすべきではないでしょうか。そういうところで、今回の南部町のやり方というのは問題が残るということをおっしゃなければなりません。

それから、2つ目には、やっぱりこの天萬庁舎改修計画そのものです。やはり私たちはこの問題で、いろいろ議会でも議論させていただきましたけれども、住民の合意が不十分で、本当にこういうことをどんどん進めていいのかという疑問が多く町の民から私たち聞いておまして、この議案を可とするわけにはいかないという立場で反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。今、反対討論で言われました指名が

あるかどうかということだったみたいに聞きましたけども、今こういう世の中で経済が低迷した中で、いろんなところに指名はそういう方は出しておられます、私はそう思います。それがこのように全部公表せって今でもいいんじゃないかって言われますけども、そのような業者はどこでも営業努力で指名しておられると思います。

また、反対意見で改修のこの件、住民の合意が得られてないから反対だと言われましたけど、私のところには合併協定書という大きな、これは婚姻届みたいな大きな大事なものでございます。そういう協定書を、もし、これを破ったならば、これは町長の真意にもかかわる問題でありまして、私は住民の方からは、この合併協定書を大事にしてやっていただきたいという声が届いております。また、この件にはこの間の臨時議会でしたかいね、これは議会の総意で決定いたしました、賛成多数で決定いたしました。これは、やっぱり議会でこのように決まったからには、1回でもそのようなことを準じて賛成されてもいいんじゃないかと私は思っております。ということでありまして、公明正大なこれは一般競争入札もされておられますし、合併協定書に沿った天萬庁舎の改修であるということで、これは賛成すべきだと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、この議案に対して反対するものであります。

理由は、先ほども植田議員が申されましたけども、1つは、指名登録の件なんですけども、賛成討論の中で、この厳しい経済情勢の中で指名出すのは当たり前だということがあったんです。確かにその点も加味すべきですけども、しかし、たしか3点目に上げられた要件の中で行政側の、これまでの町内の実績も加味するということがあったと思うんですよ。そういうことからとらえれば、実績が今までなかったところは永久にできないような状況に陥るのではないかということがあるんです。私は、こういう厳しい中であればそれだけの思いというんですか、意欲があるところは、やはり受け付けるということをまずすべきだということ、このことが1点理由。

それから、2つ目には、合併協定書で上がった、それを重視しなければならないということだったんですけども、これは議会で可決されたんですけども、私は、合併協定書の中で確かに書いてありました。しかし、それ以外ですね、教育問題だとかそういうことにも合併の中の課題として上がってたんです。例えて一つ言いますと、会見第二小学校の体育館ですね、これが改築をということが上がってたんですよ。現在も（発言する者あり）地震の中であってそういうことで、しかも、毎日使うそういう施設、学校が登校の日はね。それこそ私は優先すべきであるということをおし述べたいと思います。これは、前の議案のときにもそのことを言ったんですけど、私は

生活関連からいえばそれが一番だと思います。そのことをもって反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 私は、先ほど説明がございましたので、原案については賛成すべきという立場ですが、先ほど植田議員、亀尾議員とも言われましたけども、一般競争入札ということでありまして何ら問題はない。二人が言われるのは広くというような意味も込めておられるでしょうし、しかしながら、今この景気の低迷した中、やはり西部地区を拠点とする会社ということをもまず第1点、これは当たり前のことです。東京や大阪の業者が入ってきて、いろんな形で責任のない工事をされても困るわけです。何でそういうことがわからないんですか。そういうところからしても、あなた方いつも言うんじゃないですか、地元の業者、地元の業者と言いながら、（発言する者あり）なかなかこういうとき（発言する者あり）やかましい、そういうときにきちんとできない、言っておることが矛盾してますよ、全く。

それと、会見庁舎の件です。会見庁舎の件も、私も前に言いました、議会で。それは、まず町民の多くが言ってるといいますけども、私は議会で言いました。それなら署名をとってきて町長に出せと。それで、ちゃんと町長の判断を仰げばいいじゃないかと、そういうことも言いました。署名すらとってないじゃないですか、別に。だから、今さらそれをどうのこうのと蒸し返す必要もないでしょ。全く、もうちょっと理論整然としたことを言ってほしいですね。やることをやらずに、口先の小手先の話ばっかしされたって反対とはとれません。それをもっても賛成すべきというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言はもうございませんか。賛成者の発言を許します。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 会見庁舎の改修ということは合併協定の中にあって、大半の住民が支持をしておるということで、一部の反対者があるかもしれませんが、大方の方が支持をしておるということでございます。仮に、これ町長がやらん場合は、あと2年もありますけど、何で約束守らんかというような今度は逆に恐らく質問がたくさん出ると思います。やったらいけない、やらないいけないというような、非常に矛盾したもんが出てくると思いますけど。

もう1点は、競争入札の件であります。たびたび以前から出てきます。今回は非常に適切だなと思うのは、県の西部圏域のA級業者ということで一般競争入札にかけられた。なぜ、もっと

入れんかというようなことだった、まずその辺持ってきて、例えば植田議員が言ったように、その場で持ってきてこれも入れてごせっていても、これは非常に無理があります。1年に1回はきちんとしたものを出して、それが業者の務めでありますので、そういったことで非常に適切であったというぐあいには思うわけですね。それで、どうも町内のいわゆる業者と申しますか、今の実績のあるというような表現もされましたけど、恐らく県西部の実績ということがからんでいられるだろうというぐあいには思われるわけですね。そういった点で、どうも競争入札とか指名入札、指名競争入札ですか、あるたびにこういった問題が常に出てきます。あるときには、何にもないけど町内の業者救ってやれというような問題も出てくるわけですね。いつもこの説明をされておるにもかかわらず、同じことがどんどんどんどんその都度出てくる反対理由の一つになるわけですが、どうもその辺がまとまりがないなと思って私は、そういった意味も含めまして私は賛成するものであります。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号、南部町役場天萬庁舎改修工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第6号、田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第6号、田住配水池築造工事（土木建築工事）に関するものでございますが、に関する契約の締結について。

田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によって、議会の承認をお願いをいたすものでございます。

1、契約の目的、田住配水池築造工事（土木建築工事）でございます。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、9,187万5,000円。4、契約の相手方、鳥取県西伯郡南部町原251番地25、株式会社三徳興産南部営業所、所長、長谷川誠でございます。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井です。1、2点ちょっと質問してみたいと思いますが、まず私、手元に議会事務局の方にあります入札結果報告書がございまして、それを参考にして質問するところでございますが、この入札について三徳興産を初め、3社しか一般競争入札といながら応募がなかったというのは大変奇異に思えるわけですね。どういう形でこの公告なされたのか、それが1点。

それから、このたびの締結しようとする価格というものを予定価格の91.623%になるようでございますが、大変に高い落札価格率になると思いますが、基本的にもともと、以前、鳥取県知事でございました片山さんのときにもちょっとコメントされまして、かなりの問題になったというか、あれがあったわけですが、90%以上の落札価格というものは大変に談合の疑いが濃いものが多いということを指摘されて、その辺が話題になったこともございました。それを考えてみるのに、果たしてこれが公序良俗に反することのないような公正妥当な価格なのだろうかということをお思いますので、2点ほどお答えをお願いいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 入札の参加といいますか、申請が3社しかなかった、どのようにしてるかということなんですけども、広告の方をですね。天萬庁舎と同様でございまして、町のホームページの方に公告しますし、それから文書経由で公告させていただいております。

それから、請負額の率が高いんじゃないかという御質問ですけども、先ほどこれも天萬庁舎のときに総務課長の方が説明されましたとおりでして、制限価格というものを設けております。制限価格が設計額に比べますと89.31%になります。ですので、それ以下で、もし入札を入れられた場合は失格になるということになりますので、今回は予定価格に対して91.62%ということですけども、ほとんど1%ぐらいの高かったなという価格だというふうに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどの議案と同じ聞き方になると思いますけども、いわゆる設計価格から割って予定価格出されたこと。それと、制限価格、これが算出がパーセントはどうだったでしょうか。同じ率でやられたのかということが1点と、それから、もう1点、この落札された方なんですけども、私も町内を広く走っておりますけども、大体、営業所というのはこれ原となっていますね。営業所はしかるべき看板をかけられてやっておられるんですけど、この営業所が私ようわからんですけども、いつから開設されてたのかということが参考のためにちょっとお聞きしたいのと、それと、所長として個人名が出ておりますね。これは伏せますが、事務所規模、営業所規模をどれぐらいだったかというこの点もお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 率の関係の方ですけども、設計額と予定価格の率ですけども、99.84%です。設計額と制限価格は先ほど申し上げましたが、89.31%でございます。それから、営業所の実態ということですけども、これは三徳興産といいますのは、ミトクハーネスさんの事務所といいますか、そちらの方でしておられるみたいでして、看板等については実際は確認しておりませんし、済みませんが、いつから営業所を立ち上げられたかというのは具体的には聞いておりませんので、もし、どうでもということでしたら後できちっと調べて返答させてやってください。（発言する者あり）そうですか、はい、済みません、そういうことだそうです。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きしますが、設計価格に対して予定価格ですね、前議案、先の議案とちょっと数値も違いますが、これは水道関係と、それから建設関係の違いはあると思うんですけども、この率というのは今後もこういう割合でいかれるのか、あるいはそのときによって率が多少上下するのかということが、どういうぐあいに判断されてるのかということをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 先ほどの天萬庁舎のときと同様でございます、予定価格については町長の方で定めていただいております。ですので、先ほど町長の方が説明されましたとおり、端数の調整とかそういうことですので、率としてはこの99.84%がもう固定というものではないというふうに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 先ほど課長の答弁について、一言言っておきたいというふうに思います。議案の中にきちんと営業所の名前、住所等が明記してあります。それをわからないとか、いつから営業所があるとか、わからないというような答弁というのは、私は全くなっていないと。当然、入札案件で、その場所が明記されているわけでありまして、それらをきちんとして答弁してもらわなければ、私たちが審議する以前の問題ではないですか。その点について副町長、どのように考えておられますか、御答弁をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。秦議員さんの指摘のとおりだというふうに思います。当然、こういった業者の登録、そういったものは営業所の開設等についても事前に届けが出ておるわけでありまして、御指摘のとおり担当課長として、そういったことはきちっと把握した上で議会に臨んで、的確な説明をすべきだというふうに私も思います。今後におきまして、そういったことがないように私の方から厳重に注意をして、対応していきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の一般競争入札で、先ほど赤井議員も言われましたけども、3社しか応札がなかったというこの現状ですね。私は、理由ははっきりしてると思うんですけども、この前の議案で出された南部町に指名願いを出している業者しか一般競争といえども応札できないということで、こういう3社しか入札、応札がなかったということになってるのではないかと思うんですけども、その点、確認したいので、よろしくをお願いします。

それから、89.31%の最低制限価格ですね。これを、先ほどの議案では直接工事費などのこの率で決まっているんだと、決めていたんだという説明だったんですけども、このことについて、この89.31%の根拠になる算定の根拠をお願いしたいというのが1点と、それから、これは多分、県の基準か何かで準用されてるのではないかと思うんですけども、そういうことなのかということ。そうすると、何が言いたいかといいますと、制限価格というのはある程度予想されるのではないかという、業者がいろんな工種によって最低制限価格の予想を立てることが可能なかというあたりの、そこは難しいですからちょっと置いて、県の基準に準用してるかどうかということでお答えをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 入札の参加資格の確認ということなんですけども、同様にこ

の工事につきましても南部町に届出をしているということは入っております。

それから、2番目の制限価格の設定の方法ですが、これも天萬庁舎と同様でございまして、共通仮設費に10分の9を乗じた額、それから、現場管理費には10分の7を乗じた額、それから、一般管理費に10分の3を乗じた額ということで同様でございます。

あと、県の規定を準用しているのかということですが、これは率のあたりまではこういうような方法でほかのところもやっておられるんです。そのまま持ってきてるというものではないというふうに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 再度、89.31%ですけども、一番大事な直接工事費のことをちょっと言われなかったようでして、この率が10分の9ということで多分間違いはないんだろうと思いますけども、そのことが1つ確認しますし、それから、県の基準に丸々準用してるわけではないというような答弁だったかと思っておりますけども、そのあたりをどのように町として、県がどういう数字を使っておって、それを南部町ではどういうふうにして考えて今回のこの率をつくったのかということについて、再度説明をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 直接工事費の率ということですけども、これは10分の10でございます。あと、それぞれ経費について少しずつ率掛けをしてるという先ほど説明したとおりでございます。

県の方がどういう率になっておりましたということは、私の方が制定しておりません。これは利用させていただいているわけですし、規定の方をつくられたのは建設課が相談されてつくっておられて、最終的に決裁をとられたと思いますので、そこら辺までは私の方では存じておりません。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。その率が県と同じかということでございますが、参考にさせていただいて、それで町で決めたものでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 質問を……（発言する者あり）うそだ、1回しかしてないよ。だから、今したわけです。先ほど質問を、質疑を失念しましたので、もう1点だけちょっとお尋ねしますが、先ほどの植田議員さんもお尋ねになりましたんですけど、3社しかこのたびの田住

の配水池築造工事の関係で対応はなかったということにつきまして、大変にさっきも言いましたように奇異に思うわけでございますが、この公募をされるまでのホームページとか、あるいは公示なさってる期間というのは大体どういう形でなされたか、何日あったかということをちょっと教えてくださいませんか。余りにも応札なされた方、3社しかなかったというのは大変に奇異に思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 具体的に日にちを申し上げますと、起工伺いをとりましたのが1月の19日にとっておりまして、指名委員会をしていただいて一般競争入札でやるということを決定いただいて、告示は1月27日に行っておりまして、それから、入札会が2月の23日ということで、期間としては十分とっております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） あと1回残っておりますので、先ほどから議員の中で非常に3社しかなくて奇異に思うというような発言がございます。非常に誤解を与えかねませんので、先ほど課長の方から説明がありました。約1カ月の期間があつて3社しかなかったわけでありまして、公平な入札が行われたというふうに思っておりますので、その点、ぜひきちんと答弁をしていただきたいというふうに思います。そうしないと、盛んに奇異に思う、奇異に思うという発言がありますので、それが間違つて伝わったら大変困りますので、その辺きちんと、もう一度インターネットに載せてから入札期間まで、再度きちんと説明していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） インターネット等に告示、公示をさせていただいてから約1カ月間の期間を持っております。3社しか応募がなかったということは、あくまでも推測になるわけですが、先ほど天萬庁舎でも言われましたけども、独自といいますか、入札に参加してもらう条件ということで、こちらの方も鳥取県西部に本社のある土木一般のA級の資格を持っておられる方、ただし、町内に本支店、営業所がある方についてはA、B級ですという、やっぱり縛りをしております。それから、これが一番きつかったのではないかというふうに思っておりますけども、配水池で100トン以上の工事実績がある方を募集しますよという形にしておりまして、これのハードルがかなりきつかったのかなというふうに推測はしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、この議案に反対をいたしますけれども、先ほど1個前の議案でも言いましたけども、やっぱり一般競争入札をせっかくして、この場合は効率的に予算を執行しようという目的が第一なんですよ、一般競争入札の場合は。そういう中で、やはりいろんな条件づけが妥当だったのかどうなのかというところが一番問題になると思うんですね。1つは、南部町に指名願いが提出されている業者ということと、先ほど最後に課長がおっしゃいました100トン以上の配水池をつくったことのある実績ということは、ハードルを高くしてしまったというようなことも認められましたね。専門的なことはわかりませんが、例えば防火用水の貯水槽といいますか、そういうものがつくれるような技術を持っておられれば可能な技術レベルではないかなと思ったり、素人目には思いますけども、（発言する者あり）そういう十分に納得できるような基準で入札条件は設定されたのかというところで、私は大変疑問が残っております。（発言する者あり）私は、この水道事業をどうのこうのということではありませんけども、この入札のあり方について疑問を呈しているわけでありまして、今回の町が設けた入札の基準というのが妥当性を欠いたものだというふうに考えますので、反対をいたします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この案件につきまして、賛成の立場で討論を、答弁をしたいと思えます。

町内に事業所があればA、B級ということも言われました。また、100トン以上の配水池の実績ということも言われました。当然、1億近い金額をかけて配水池をつくるわけでありまして、過去にそれなりの実績を持ったものを選ぶというのは当然のことだろうというふうに思います。広く一般競争入札をしてどこからでも業者を選定するのではなく、当然、この鳥取県西部地域で企業活動を支えられている企業を選ぶのも、また当然であろうというふうに思います。私は、今回の町が示されました指名条件については全く妥当であり、この締結に対しては賛成であります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言はございませんか。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。入札の先ほども言いましたけど、非常に連れてきてでもやれというやうなぐあいにとれるわけですね。業者が申告してやってくるわけですので、何か少ないけんもっと連れてくる方法を、参加する方法をとれというやうなことです。業者といえども例えば予定価格、制限価格があつて、そのために入札をやっているわけではないわけです。これで儲かるのか儲からんのか自分とこが積算をして、これに合致するのかどうかということもあるわけです。それだったら、制限価格をどつと下げて儲からんやにしてそれでも来るかということ。ということで、あくまでも業者がその仕事と工事と内容を見て自分とこで価格を考えて、それとほかの仕事も、自分とこの持っている仕事も考えながら参加するわけですね。参加するもんが少ない少ないって、業者が1カ月も間があるのに自分とこで来ないわけですので、これは何か業者の事情があるだろうというぐあいに考えられるわけですね。町がハードルを、町がハードルを、業者は何でもかんでも入札をすればいいというもんじゃないです。やっぱりそれなりの仕事にメリットがあるのかないのか、ほかの仕事を例えばなげうってこれに行くのか、そういったことも十分考えられますので、そういったことはあくまでも業者の権利と申しますかそういうことであつて、我々がもっと来い、もっと来いって宣伝してやるもんじゃないと思うですね。どうもそこら辺が入札に関する質疑というのが、どうもおかしいなと思つて先ほど来ずっと聞いておりますけど、これは以前からの話ですが、あくまでも業者の権利としてやっておるわけでありまして、私は、いろんなこと言われますけど、妥当だなと思つておるわけでありまして。そういった意味で賛成討論にかえたいと思つます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

反対者の討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（石上 良夫君） 反対者がありませんので、賛成者の討論を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。議案第6号について賛成の討論をさせていただきます。

この議案6号でございますが、田住配水池の現在、1基あることは皆さん、各議員の皆さんが

御存じであろうと思います。実は、合併する前に旧会見時代でございますが、耐用年数の問題、それから、安定した給排水ですか、会見地区に水を流すんだということを考えて、当時、私の記憶では合併すると4年間500万、2,000万ぐらい積み立てた経過があるわけでございます。そういうことを考えまして、やはり生活に重要なこれはライフラインの整備であるということを考えますと、何ら反対するあれはありません。これは重要な水でございます。ライフライン整備の事業でございます。そういうことを総合的に判断いたしまして、早急にぜひやっていただきたいということで賛成の討論にかえます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 反対の討論はございませんが、賛成者の討論はございますか。

賛成者の討論を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） まず、この入札のあり方ということについて先ほどから出てますけれど、今までの言われることと非常にぶれがあると私は思います。前までは透明公正な入札ということを常に話をしてきておられたのに、今日になっては一般競争入札資格の中の、町に指名登録のない人でもどんどん出ればいいんじゃないかということになりますと、今まで言ってこられた透明公正な入札というものがだんだんできなくなる。そのためにこういった項目を置いてやっておられるということで、これは本当に妥当な入札の仕方をしておられるということだと思いますし、この議案の6号の田住の配水池の築造工事については、先ほど井田議員が言われましたとおり老朽化も来ております。地元の方も早く直して安全・安心な水を飲みたいということだと思いますので、これは早急にやるべきだということで賛成の討論にさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第2回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これもちまして平成22年第2回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午前11時05分閉会
